

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

日野市教育委員会事務局処務規則（平成16年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同条第4項中「特定の業務を遂行するため、部に主幹及び副主幹」を「前項に掲げるもののほか、部の業務の一部を所管するため、部に主幹及び副主幹を、課、室の業務の一部を所管するため」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

4 前項に掲げるもののほか、部の業務の一部を所管するため、部に参事を置くことができる。

5 特定の業務を遂行するため、次の表の上欄に掲げる部及び課に、それぞれ同表の下欄に定める担当課長を置くことができる。

部及び課	担当課長
教育指導課	教育施策担当課長

第3条第3項を次のように改める。

3 特定の業務を遂行するため、次の表の上欄に掲げる部に、それぞれ同表の下欄に定める担当部長を置くことができる。

部	担当部長
教育部	生涯学習担当部長
教育部	教育指導担当部長

第4条第2項中「参事」を「担当部長及び参事」に改め、同条第7項中「主幹」を「担当課長、主幹」に改める。

第5条の表教育部の部庶務課の款庶務係の項を次のように改める。

庶務係

- (1) 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 条例、規則等に関すること。
- (4) 職員の人事、服務及び給与に関すること。

- (5) 学校配当予算に関すること。
- (6) 事務局の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (8) 児童生徒の就学援助等就学奨励に関すること。
- (9) 広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (10) 部及び課内の庶務に関すること。
- (11) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。(社会教育法(昭和24年法律第207号)等で定める点検及び評価対象事業は除く。)
- (12) 他の課に属さないこと。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。